

令和 7 年 1 2 月定例会

議 案 説 明 資 料  
予算に関する説明書

(令和 7 年度 1 2 月補正予算等関係)

政策統轄総局

## 令和7年12月定例会 議案説明資料目次

政策統轄総局

【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第 6 号	鳥取県税条例の一部を改正する条例	協働参画課	3

条例名等	鳥取県税条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 寄附金税額控除の対象として新たに1法人を指定する。</p> <p>2 概要 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間にNPO法人えがおサポートに対して支出された寄附金を加える。</p> <p>3 施行期日等 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>&lt;今回指定を行う法人の概要&gt;</p> <p>・名 称 NPO法人えがおサポート ・主たる事務所の所在地 米子市新開六丁目11-16 ・設立年月日 平成21年4月15日 ・事業内容 社会貢献事業、助け合い事業、子育て支援事業、次世代育成支援事業、環境学習事業、環境整備事業、保育事業、指定障害児通所支援事業 等</p> <p>&lt;認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の相関イメージ&gt;</p>

## 鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
(寄附金税額控除)	(寄附金税額控除)																					
第24条の4 略	第24条の4 略																					
2・3 略	2・3 略																					
4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。	4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人未来</td><td>倉吉市東仲町2571</td><td>令和3年11月1日から令和8年10月31日まで</td></tr> <tr> <td>NPO法人えがおサポート</td><td>米子市新開六丁目11-16</td><td>令和8年1月1日から令和12年12月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで	NPO法人えがおサポート	米子市新開六丁目11-16	令和8年1月1日から令和12年12月31日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>主たる事務所の所在地</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>特定非営利活動法人未来</td><td>倉吉市東仲町2571</td><td>令和3年11月1日から令和8年10月31日まで</td></tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで																				
NPO法人えがおサポート	米子市新開六丁目11-16	令和8年1月1日から令和12年12月31日まで																				
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで																				
5 略	5 略																					

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。